

# 新しく加入された皆さんへ

国の法改正により、令和6年12月2日から従来の健康保険証の発行を廃止してマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとされました。

今後、医療機関等への受診や給付金の請求については、以下の点にご留意いただくようお願いいたします。

## 健康保険証に代わって発行されるもの

新規に加入された方全員に「資格情報のお知らせ※」を発行します。また、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を発行します。

※ 資格情報のお知らせは、マイナンバーの登録完了のお知らせを兼ねるため、マイナンバーの登録完了が確認できた後に送付します。

ご自身の資格情報をマイナポータルでご確認ください

当組合でのシステム処理から2営業日ほどでマイナンバーの登録が完了します。マイナポータル画面で氏名や生年月日、加入日に誤りがないかご確認ください。

## 医療機関等を受診する場合

### マイナ保険証をお持ちの方

医療機関や調剤薬局の受付にある「顔認証付きカードリーダー」を利用して、マイナ保険証による資格確認を行ってください。

### マイナ保険証をお持ちでない方

医療機関や調剤薬局の受付に「資格確認書」を提示してください。

マイナ保険証と資格情報のお知らせは併せて携行してください

顔認証付きカードリーダーを設置していない医療機関を受診する場合や、端末の不具合等により資格確認ができない場合は、当組合が発行した「資格情報のお知らせ」または「マイナポータルの資格情報画面（スマートフォン）」（加入資格の確認）と「マイナ保険証」（本人確認）を医療機関に提示することにより保険診療を受けることができます。

## 給付金を請求する場合

申請書に記載する「健康保険の記号・番号」は、「資格情報のお知らせ」、「マイナポータル」又は「資格確認書」をご覧ください、誤りのないようご記入ください。

## マイナ保険証とは

マイナポータル等により、健康保険証としての利用登録を行っているマイナンバーカードのことです。

マイナポータルのほか、医療機関の顔認証付きカードリーダーやセブン銀行ATMからも登録申請できます。マイナ保険証をご利用の際は、必ず健康保険証の利用登録を行ってください。